

議案第二十七号

三朝町公共施設整備基金条例の設定について

次のとおり三朝町公共施設整備基金条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成二年三月十二日

三朝町長 安田真一郎

平成二年三月十三日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町公共施設整備基金条例

(設置)

第一条 三朝町が行う公共施設の整備に必要な財源を確保し、事業の円滑な執行と町財政の健全な運営に資するため、公共施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、町が行う公共施設整備事業の財源にあてる場合に限り、その一部又は全部を処分す

ることができる。

(繰替運用)

第六条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。